

## 観音寺市広告付き番号案内表示システム設置事業仕様書

### 1 設置場所

観音寺市役所本庁舎1階 市民課、証明書発行センター及びエントランスホール

### 2 設置期間

運用開始日（令和8年10月1日を予定）から令和13年9月30日までとする。

なお、運用開始日及びシステム等設置日は機器の調整等に要する期間を考慮し、市と設置事業者が協議の上、決定した日とする。

### 3 番号案内表示システムの構成、関連機器の仕様等

#### (1) 番号案内表示システムの構成

番号案内表示システムは、(3)に記載する機器により構成すること。ただし、来庁者が窓口をより利用しやすくするため、設置事業者から別の機器や設置数の提案があったときは、市はそれを検討の上、当該機器を採用することができる。

#### (2) モニター設置場所等（別紙2参照）

##### ア タイプ

##### (ア) 設置場所1 サイズ：55インチ程度

###### 壁掛け式タイプ

- |                  |    |
|------------------|----|
| ① 受付用番号案内表示モニター  | 1台 |
| ② 交付用番号案内表示モニター  | 1台 |
| ③ 行政情報及び広告放映モニター | 1台 |

##### (イ) 設置場所2 サイズ：55インチ程度

###### 家具壁掛け式タイプ

- |                  |    |
|------------------|----|
| ① 交付用番号案内表示モニター  | 1台 |
| ② 行政情報及び広告放映モニター | 1台 |

##### (ウ) 設置場所3 サイズ：提案による。

###### 可動型スタンド式タイプ

- |              |    |
|--------------|----|
| ① 行事案内表示モニター | 1台 |
| ② 広告放映モニター   | 1台 |

##### イ その他

(ア) 設置するモニターは薄型とし、省電力に配慮した機器を選定すること。

(イ) 設置場所1及び設置場所2への設置は必須だが、設置場所3への設置については任意設置とする。観音寺市の現況や将来を考慮し、設置の可否について提案すること。

(ウ) 設置場所2のモニターについては、壁面モニター家具の指定場所に取り付けること。

### (3) 機器の仕様

機器の仕様については、次に示したものを最低限の機能とし、その他の詳細については協議の上、決定するものとする。

#### ア 番号札発券機（設置台を含む。） 1台

(ア) 発券する番号札は、手続き内容に応じて通し番号、発券年月日、手続き内容、バーコード等が印字され、1番号につき職員控えと来庁者控えの2枚の発券ができること。

(イ) タッチパネル方式とし、4業務以上の受付ができ、各業務の待ち人数等の表示が可能であること。

(ウ) 番号札発券機の設置後でも必要に応じ、市が容易に表示内容を変更できること。

(エ) 日報、月報等の統計を出力できること。

(オ) リアルタイムの混雑状況が確認できるシステムを構築し、市のホームページや番号札に印字された二次元バーコードから当該システムにつながり、窓口の待ち状況が確認できること。

#### イ 個別番号表示機 7台

(ア) 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。

(イ) 番号呼び出し時は番号表示及び音声案内を行うことができること。

(ウ) 表示する呼出し番号は、3桁まで表示可能であること。

#### ウ 番号呼出し操作機 7台

(ア) 窓口カウンター上での事務に支障のない大きさで、操作性に優れたものであること。

(イ) 繰り返しの呼出し並びに任意の番号の表示及び消去が可能なこと。

#### エ 受付用番号案内表示モニター 1台

(ア) 業務別待ち状況一覧、不在者番号、窓口呼出し状況等の表示ができること。

(イ) 呼び出し時には、呼出し番号及び窓口番号の拡大表示ができること。なお、どの窓口で呼び出されているか、サイン等でわかりやすく表示ができること。

(ウ) 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。

#### オ 交付用番号案内表示モニター 2台

(ア) モニター1画面に最小4マスから、表示する番号の数に応じて自動切替えができるものとする。

(イ) 番号案内表示に併せて、チャイムと音声による呼出しを自動的に行う機能を有す

ること。

(ウ) 番号表示が明瞭で、視認性に優れたものであること。

(エ) 画面下にテロップ表示ができること。

#### カ 交付番号呼出機 1台

(ア) バーコードリーダー等により、番号情報を持ったバーコード等を読み取り、番号をオに表示して呼び出しが行えること。

(イ) キーボード、タッチパネル等による入力により、番号表示や番号削除が行えること。

#### キ 行政情報及び広告放映モニター 2台

(ア) 広告の音量は、来庁している市民や執務室へ配慮した音量設定とし、必要に応じて市が音量調節を行えること。

(イ) タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生ができること。

(ウ) 市民の待ち時間を考慮して1サイクル10分間（1枠15秒×40枠）を限度とし、繰り返し放映すること。枠の内訳は、市と協議のうえ決定するが、行政情報を7枠以上確保すること。

#### ク 行事案内表示モニター（可動型スタンド式タイプ）※設置する場合

(ア) データ入力が行える入力装置やデータ更新が行える再生装置等機器一式を備え付けること。

(イ) 案内する内容

① 開催される会議等の時間、場所及び会議名称

② 市政情報等の静止画コンテンツ

(ウ) 画面下にテロップ表示ができること。

(エ) 1サイクルの時間や1枠の時間については、提案による。

#### ケ 広告放映モニター（可動型スタンド式タイプ）※設置する場合

(ア) 1サイクルの時間や1枠の時間については、提案による。

(イ) 広告について音声を流す場合、来庁している市民や執務室へ配慮した音量設定とし、必要に応じて市が音量調節を行えること。

#### 4 維持管理等

(1) 設置事業者は、システムの運用に支障が生じないように定期的に訪問し、設置機器のメンテナンス、清掃等を行うこと。

(2) 設置事業者は、設置機器の破損や障害及びそれらに伴う事故等が発生したときは、速

やかに、復旧又は代替機の設置等の適切な措置をとること。この場合において、当該措置に要する費用は、設置事業者の負担とする。

(3) 設置事業者は、設置に際し担当者に対して操作研修を実施すること。また、設置機器等の操作マニュアルを作成し、本市に提出すること。

(4) 設置事業者は、連絡体制を整え、市からの問い合わせ等に対して柔軟に対応すること。

## 5 広告

(1) 設置事業者は、広告主の募集、決定、広告の作成等の民間企業等の広告に係る一切の業務を行うこと。

(2) 広告主及び広告内容については、広告放映前に市民部市民課の審査を受け、承諾を受けなければならない。市が適当でない判断した場合は、設置事業者に対し、広告主及び広告内容の変更を求めることができるものとする。なお、この場合に生ずる費用は設置事業者の負担によるものとする。また、広告放映後に(4)に掲げる要綱に反することが判明した場合も同様とする。

(3) 広告の問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

(4) 上記ほか、設置事業者は観音寺市広告掲載要綱(平成19年観音寺市告示第97号)を遵守すること。

## 6 費用負担等

(1) 機器の設置及び撤去、移設等に要した工事費、保守点検及び消耗品等の交換や破損等による修理に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

(2) 広告主の募集、広告の制作、放映等に要する全ての費用は、設置事業者の負担とする。

(3) 機器設置に伴う行政財産使用料及び電気料を指定する期日までに本市へ納入すること。

(4) 広告放映料を本市に納入することとし、その金額については、設置事業者の提案に基づき決定するものとする。

(5) 事業期間満了又は契約解除によりシステムを撤去するときは、速やかに原状回復しなければならない。

## 7 その他

(1) 設置期間中であっても、新庁舎のレイアウト変更等やむを得ず設置場所の変更が生じた場合は、市と設置事業者との協議の上、変更を行う。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と設置事業者が協議の上、決定する。